

平成31年度 消費者行政に関する意思表明

近年、人口減少や高齢化の進行、高度情報化やグローバル化の進展などにより、消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者問題は多様化・複雑化しています。

特に、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法、若者を中心としたインターネットに関する消費者被害が増加しており、その手口も巧妙化しています。

最近では、強盗事件に「アポ電」が関わっているという報道もされています。

こうした中、国（消費者庁）においては、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築や成人年齢の引き下げを見据えた消費者教育の充実など、地方消費者行政の充実や消費者の安心・安全のための取組が展開されているところです。

相楽郡広域事務組合（木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村で構成）においても、平成22年3月1日から「相楽消費生活センター」を相楽会館内に開設し、消費生活相談員による消費者トラブル被害に関する相談に対応しています。

相楽郡広域事務組合では、これからも、相楽地域の皆様が安心していきいきと暮らせる地域社会づくりのため、消費生活に関する身近な相談窓口として、業務体制の一層の充実を図るとともに、地域や学校等における消費者教育の推進、さらには、京都府や市町村、関係機関と連携した情報共有や協力体制の構築など、消費者行政の推進に継続して取り組んでまいります。

地域の皆様におかれましては、日頃から消費者情報に関する心を持っていただき、消費者トラブルに関してお困りの際は、ひとりで悩まず相楽消費生活センターへご相談いただきますようお願いします。

平成31年4月1日

相楽郡広域事務組合

代表理事 木村要